

地域の仕組みづくり検討報告
(仮称) 地域コミュニティ推進プロジェクトの提案

中間報告書

平成23年9月

地域のしくみづくり検討・検証委員会

はじめに	・・・・・・・・	1
------	----------	---

I 地域の仕組みづくりを推進する意義と視点

1 「住民本位」から「住民主体」の行政へのシフトチェンジ	・・・・・・・・	2
2 「住民主体の行政」と自治体内分権	・・・・・・・・	3
3 地域のしくみづくりの基本的視点と当面の対応	・・・・・・・・	4

II 松戸版地域の仕組みづくり

1 協働のまちづくりと地域づくり	・・・・・・・・	6
2 整備すべき機能	・・・・・・・・	7
3 地域活動の現状と課題	・・・・・・・・	8
4 松戸版地域の仕組みの概要	・・・・・・・・	9
(仮称) 地域コミュニティ推進プロジェクトの提案		

III 今後のスケジュール

1 中間報告に対する意見募集	・・・・・・・・	17
2 検討報告書の作成	・・・・・・・・	17

IV 仕組みの試行と地域自治の進化に向けて	・・・・・・・・	17
-----------------------	----------	----

資料編

参考資料 1 地域のしくみづくり検討・検証委員会設置要綱	・・・・・・・・	19
参考資料 2 地域のしくみづくり検討・検証委員会委員名簿	・・・・・・・・	21
参考資料 3 地域のしくみづくり検討・検証委員会への諮問	・・・・・・・・	22
参考資料 4 地域のしくみづくり検討・検証委員会での検討経過	・・・・・・・・	23

はじめに

地域のしくみづくり検討・検証委員会は、平成 23 年 5 月 1 日に設置されました。この委員会は、学識経験者、地域関係団体、市民公募委員など 12 名の委員で構成されています。

松戸市では、松戸市総合計画後期基本計画のリーディングプラン（「市民参加・社会参加促進プラン」）を推進するため、松戸市総合計画・第 4 次実施計画の戦略プロジェクトの 1 つとして「市民自治検討プロジェクト」を設置しました。

このプロジェクトのミッションである「市民自治の基本を示す制度の検討に向けた準備を行うとともに、地域の問題は地域で解決する仕組みを検討します。」のうち、短期的な課題とされている「地域の問題は地域で解決する仕組みの検討」について、市長から諮問があり、この委員会で検討を進めていくことになりました。

本委員会では、これまで 4 回の会議を開催し、地方自治法に基づく地域自治区・地域協議会やそれ以外の仕組みも含めて、松戸市の特性にあった具体的な制度を検討するための議論を進めてきました。

このたび、本委員会としての松戸版地域の仕組みづくりの素案をまとめ、『地域コミュニティ推進プロジェクト』という形で提案させていただくことになりました。

この提案に対して、市民（地域）の皆様からの意見を募集し、本委員会で来年 2 月に予定されている最終的な報告書の作成に向けた審議の材料としていきたいと考えています。

この仕組みには、地域で様々な活動している団体や個人をつなげ、地域みんなの知恵と行動力を結集することで、より良い地域づくりへの可能性を広げていくことを期待するものです。

平成 23 年 9 月 吉日

地域のしくみづくり検討・検証委員会
委員長 日 高 昭 夫

I 地域の仕組みづくりを推進する意義と視点

1. 「住民本位」から「住民主体」の行政へのシフトチェンジ

松戸市は、かつて「すぐやる課」で全国に名を馳せ、「住民本位の行政」という戦後日本の市町村行政のあり方に大きな影響を与えてきました。当時の松戸市は、東京に隣接するベッドタウンとして急成長し、学校、道路、下水道などのインフラの新設整備を急ピッチで進めると同時に、多様化する住民の要望に迅速に対応する必要に迫られていました。そこで縦割り行政の壁を超えて身近な行政サービスを迅速に提供する市長直属の部署として、昭和44年10月6日に誕生したのが「すぐやる課」です。それから40数年を経た今日、「すぐやらなければならないものですぐやり得るものはすぐにやります」という「住民本位の行政」の基本精神はこれからの松戸市政にも受け継がなければならないものです。同時に、この40数年の間には、松戸市の内外できわめて大きな変化が生まれています。急激なスピードの少子高齢化により日本全体が人口減少社会に向かって動き始めました。日本経済も、グローバル化の中で他律的な変動要因を多数抱えながら、成熟経済へと変化し、高度経済成長期のような大幅な自然税収増を見込んだ行財政運営は困難となってきました。加えて、今回の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故は、様々な行政政策の依って立つ前提（想定）そのものに大きな疑問を投げかけるものとなりました。こうした日本社会を取り巻く諸困難に立ち向かうためには、FIFA女子ワールドカップで世界の栄冠に輝いた「なでしこジャパン」のように、プレイヤーもスタッフもサポーターも、全員がそれぞれの持ち場（現場）で「いまやらなければならないことではいまやり得るものはいまやります」という主体性をもって行動し力を合わせて物事を成し遂げる意志が必要です。そうした意志が、日本社会の強みである「チームワーク」の再構築と結びつくならば、困難を乗り越えることが可能となるはずです。

松戸市においても、この40数年の間に、住民の定住化に伴い高齢化が急速に進みました。厳しい財政状況は同様ですが、都市インフラの新設整備からそれらのメンテナンスや建替えに財政需要がシフトし、まちづくり・防犯・防災など住民の社会参加や地域貢献活動を支援するソフト事業へのニーズが高まるなど、新たな公共需要が生まれています。また東日本大震災は、「行政の限界」を見せつけると同時に、住民のボランティアやコミュニティへの関心を喚起し、企業のCSR（企業の社会的責任）への関心を高めています。こうした新たな状況に対応するためには、一層の行財政の効率と有効性を高める工夫に加えて、個人や家族、各種の団体、事業者がそれぞれの立場で地域的公共課題に主体的にかかわり行動し力を合わせることでできる地域のチームワークの仕組みを創意工夫することが必要です。こうした仕組みが機能するためには、松戸市において、伝統的な「住民本位の行政」のDNAを引き継ぎながら、加えて「住民主体の行政」へのシフトチェンジが求められます。

2. 「住民主体の行政」と自治体内分権

「住民本位の行政」への転換という「すぐやる課」の基本精神は、「お上」の目線になりがちだった当時の市行政を住民目線の身近なものにするという重要な役目を果たしてきました。その視点は今日でも依然重要です。しかし重要ではあるが、それは多様な「住民目線」の一部分にすぎません。「住民目線」には、要求や苦情を含む行政サービスの「受益者」ないし「消費者」（お客様）としての目線だけでなく、有権者としての目線、納税者としての目線、そして公共サービスの提供者としての目線や市民自治への主体的参加者（公共的市民）としての目線など多様な側面があります。とりわけ行政対応だけでは解決困難な公共需要が増大している今日、地域においても多面的な「住民目線」から提案され実行される多様な公共サービスの仕組みの編制が必要です。これからの市政運営には、「住民」を公共サービスの受け手にとらえるだけでなく、多様な公共サービスの提案者であり提供者であるシテ（主人公）にとらえる視点、すなわち「住民主体の行政」へのシフトチェンジが不可欠です。「住民主体の行政」の実現を図るためには、「地域でやらなければならないことで地域でやり得るものは地域でやります」という住民主体の地域自治のしくみを充実すること、すなわち自治体内分権が有効です。自治体内分権は、3つの側面で成り立ちます。一つ目は主体的活動の側面で、公共的領域において住民主体の社会参加や地域貢献の活動が活発に行われることです。二つ目は制度的側面で、地域的公共課題に対する政策的意思決定の権限が一定の範囲で地方公共団体としての松戸市から地域住民に移譲されるしくみを新設することです。そして三つ目の側面は、行政内部の権限や財源の体系を一定の範囲でできる限り第一線の行政現場に委譲し、住民主体の地域自治を支援するための分権型行政組織構造に転換することです。

3. 地域のしくみづくりの基本的視点と当面の対応

「地域の問題を地域で解決するしくみづくり」に関する本郷谷市長の諮問を受けて、自治体内分権のための地域のしくみづくりを検討してきた本委員会としては、「住民主体の行政」へのシフトチェンジを図るための自治体内分権の必要性が今後ますます高まると想定して、自治体内分権の一手法である、地方自治法第202条の4及び5に基づく地域自治区及び地域協議会の設置をめざすべきだと考えます。その際、長期的なビジョンの段階的、弾力的実現を図る、次のような5つの基本的視点に立った松戸版地域の仕組みとすることが必要であると考えます。

第1の視点

長期的な将来ビジョンを見据えた自治体内分権の実現の視点

都市の発展段階にあった時代には、住民ニーズを「すぐやる課」で即応するような集

中型の行政サービス体制が有効でしたが、今日のような成熟時代になると、複合的な住民ニーズを集中型の行政サービスだけで充足することはますます困難となります。これからは行政との連携を図りながら、住民、地域、民間団体、事業者などが企画し提供する多様で重層的な公共サービスのネットワークにより対応する必要が一層高まると予想されます。自治体内分権の仕組みづくりに当たっては、目先の利害得失に囚われることなく、新しい時代状況に適応できる、松戸発の新たな地域ガバナンスの仕組みの構築という長期ビジョンに立って、大局的な観点から議論を重ねることが必要だと考えます。

第2の視点

松戸の歴史と実情にマッチしつつ新しいチャレンジをめざす伝統と刷新の融合の視点

松戸市では、これまでも町会・自治会をはじめ、市政協力委員、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、商工会議所、大学、ボランティア団体、NPO など様々な団体、個人、事業者による社会参加や地域貢献の活動が積み重ねられてきました。これまでの実績や活動を尊重し、最大限生かす視点が欠かせません。同時に、それらの諸団体、諸個人の間での情報の共有や活動の協力といった横のネットワークの仕組みは、今後の課題となっています。そこで地域におけるチームワークを強化する松戸版地域の仕組みづくりにおいては、地域間の連携も視野に入れ、それぞれの地域の実情や住民の意向に十分配慮しながら、これまでの地域活動には参加してこなかった住民各層にとっても魅力ある、より重層的で多様な構造をもった横のコミュニティ・ネットワークの仕組みを制度化することが必要です。特に、伝統的で実績のある団体・活動と、学生や若者、団塊世代、ボランティアやNPOなどの新たな団体・活動とが、出会い、かかわりを持ち、情報を交換し、議論し、あるいは相互に協力し合えるような新たな「場」づくりにチャレンジすることが必要だと考えます。

第3の視点

「多元的な討議の場」づくりにふさわしい活発な議論と合意形成の視点

地域の仕組みづくりは、地域的な公共課題について、住民自身が主体的に討議に参加し、意思決定し、そして実行にコミットすることを最終目標とした、開かれた「多元的な討議の場」の拡充をめざすものです。そのため、地域の仕組みのあり方について、当事者である住民、団体、事業者はいうまでもなく、議員や職員が、それぞれの立場で積極的に討議に参加し、活発な議論を交わすプロセスを経て合意される制度とする必要があります。すでに制度化されている市民活動や市民との協働事業を支援する仕組みである「協働のまちづくり条例」や、今後検討される予定の自治基本条例の仕組みなどとの関連や連携を含めて、多角的な議論が必要不可欠です。

第4の視点

長期ビジョンを段階的、弾力的に実現する実行可能性の視点

上記のとおり、自治体内分権の実現のためには、①住民主体の活動の活発化、②地域住民への権限移譲の制度化、③地域自治を支援する分権型行政組織の再編（行政内権限委譲）、といった基本課題があり、そのいずれも一朝一夕に実現できるものではありません。「制度」だけを定めても、それに実態が伴わなければ、砂上の楼閣にすぎなくなります。そのため、一定の期間をかけて積極的試行を重ねながら、段階的、弾力的に実現を図る必要があります。

第5の視点

評価見直しによる制度改善の視点

松戸版地域の仕組みづくりは、制度設計上の最終目標を地方自治法第202条の4及び5に基づく地域自治区及び地域協議会の設置の実現におくものですが、積極的試行に基づく制度検証と評価見直しを行う過程において、長期ビジョンに照らし、より松戸版地域の仕組みにふさわしい制度選択が求められる場合には、必ずしも法定制度だけに拘泥する必要はないと考えます。

以上のような基本視点に立って、当面、①地域、住民の意識啓発や活動の向上、討議と合意形成、コミュニティ活動のネットワーク（協働体）の構築、地域住民の協議会の設置などの地域自治区とするための主体的条件整備、②将来地域自治区とするための地区の区割り、支所や地域事務所の機能など行財政体制の再構築について、十分な準備と積極的な試行を行う必要があると考えます。

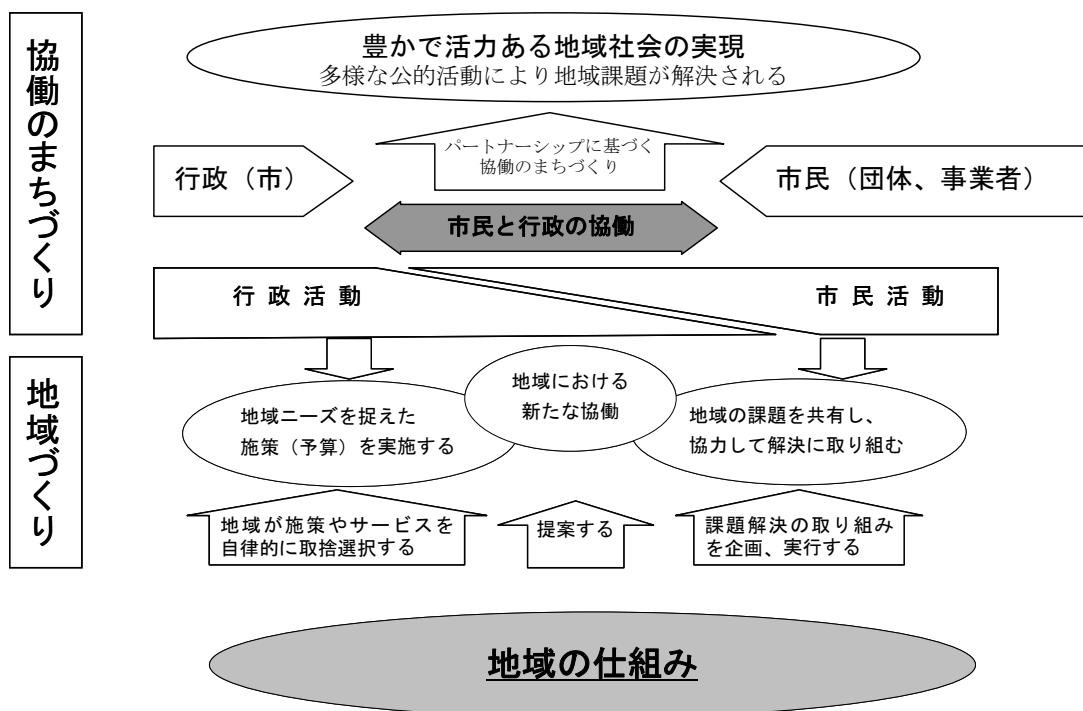
Ⅱ 松戸版地域の仕組みづくり

本委員会では、前述したとおり、長期ビジョンを段階的に実現するため、その第1段階として試行していく実行可能な地域の仕組みを検討します。なお、仕組みの検討にあたっては、次の事項に留意しました。

- (1) 地域ごとの実情に応じて、これまで活動してきた団体等を尊重すること
- (2) 松戸市総合計画に基づき、これまでの施策と整合させつつ、新たな仕組みを制度設計すること
- (3) 法令に基づく地方自治制度の枠内で制度設計を行うこと
- (4) 行政コストの増大とならぬように留意すること

1 協働のまちづくりと地域づくり

松戸市では、これまで市民と行政のパートナーシップを構築し、市民、市民活動団体、事業者及び市が、協力・連携して地域課題の解決に取り組む「協働のまちづくり」を推進してきました。地域の問題は地域で解決できる仕組みについても、協働のまちづくりを地域で推進するための仕組みと位置づけ、既存の仕組みと整合させつつ、将来的な地域自治区の準備にしていこうものと考えています。



2 整備すべき機能

地域づくりを進めていく上で、整備すべきと考える機能を整理しました。

(1) みんなで地域課題を掘り起こし、共有する機能

【ねらい】

地域の現状・問題に関心を持ち、解決すべき課題を共有（認識・理解）することで、地域づくりを市民も行政もみんな（地域の多様な主体）が協力して推進します。

【具体的な機能】

- ・地域みんなの関心が高まるよう、地域づくりに関する情報を発信します。（地域広報）
- ・多様な主体が出会い、対話を通して地域づくりへの意欲を高めます。（人づくり）
- ・地域の問題を話し合い、地域づくりの課題をみんなで共有します。（課題発掘・共有）
- ・課題解決に向けた取り組みを考え、地域づくりの方向性を合意します。（調整・合意）

(2) 地域の声を行政活動に反映させる機能

【ねらい】

地域ニーズなどの地域から寄せられた意見を反映した行政活動を行うことにより、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを提供するとともに、地域住民や団体と協力・連携した協働のまちづくりを推進します。

【具体的な機能】

- ・より多くの人に納得、合意された地域の声を市に伝えます。（提案権の保障）
- ・地域と行政が話し合い、相互理解を深めます。（機会確保）
- ・地域づくり施策、予算の形成過程を確立します。（手続き・体制の確立、説明責任）

(3) 新たな地域活動を起こす、または、現在の活動を活性化する機能

【ねらい】

地域で共有された課題を解決するため、自ら地域づくりを行う意欲のある市民・団体が活動できるよう支援、サポートすることにより、地域活動の拡充を図ります。

【具体的な機能】

- ・多様な主体の知恵や経験が集まり、企画を作り上げる場ができます。（活動の立案・共有）
- ・地域にある様々な社会資源（人・物・金）をマッチングすることで、活動を担う新たな主体が形成されることが、既存の団体同士が補完し合うことで各々の活動が活性化すること、また、各々の活動そのものが活性化されます。（コーディネート・協働体形成）
- ・地域で不足している資源（特に資金）を行政が支援します。（活動支援制度）

3 地域活動の現状と課題

本委員会では、地域における協働のまちづくりを進める上での課題について整理し、これらの課題解決につながる取り組みを仕組みに盛り込むよう検討しました。

主な課題は、次のとおりです。

●課題1 地域課題への関心が低く、地域活動への参加者が得られません。

(意見)

- ・地域やまちづくりへの関心が低い。
- ・関心があっても当事者としての意識がない。
- ・イベントを開催しても対象とする市民が集まらない。
- ・団塊世代が地域活動に参加しない。
- ・若い世代や新たな住民が地域活動に参加しない。
- ・市民活動、地域活動への参加に対するモチベーションが低い。
- ・自分の趣味以外には関心がない。
- ・グループや組織に縛られたくないと思う人が多い。

●課題2 活動の担い手が不足しています。

(意見)

- ・地域活動を担う人材がいない。
- ・町会長を担う人材がいない。
- ・新たに活動に関わってくれる人がいない。

●課題3 他団体との連携が進みません。

(意見)

- ・新たな活動や、小さな活動がつぶされてしまう。
- ・町会・自治会とNPOなど他団体との連携が進まない。
- ・同じ目的で活動している団体同士の連携が上手くできていない。

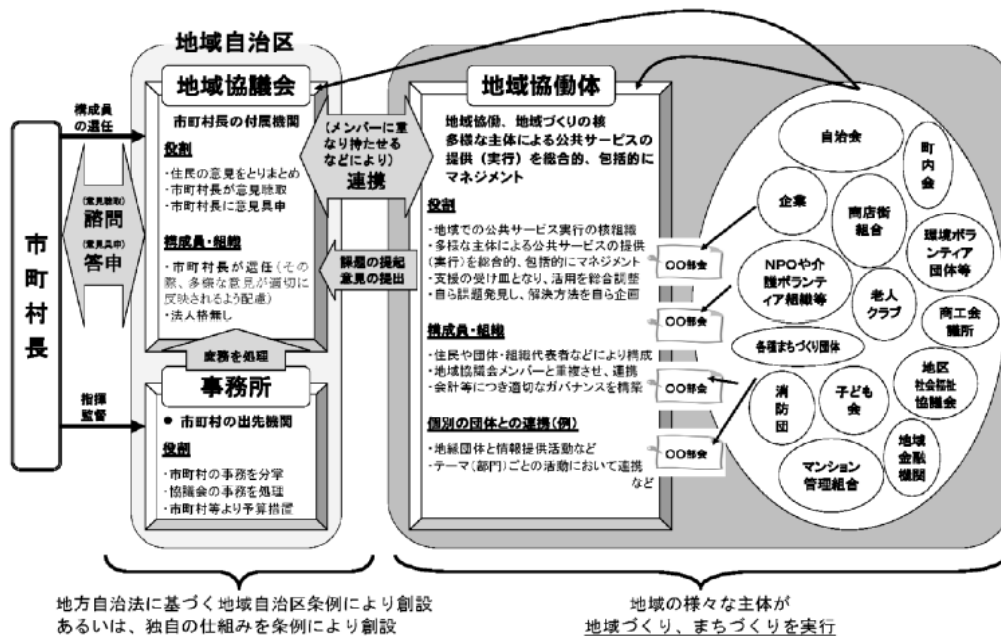
4 松戸版地域の仕組みの概要

(仮称) 地域コミュニティ推進プロジェクトの提案

本委員会では、長期ビジョンを段階的に実現するための第1段階となる松戸版地域の仕組みについて、(仮称) 地域コミュニティ推進プロジェクトと冠名を付して提案いたします。

(1) 仕組みの基本構成

地域の仕組みの検討にあたっては、総務省が実施した研究報告書を参考にいたしました。この研究では地域自治区制度に合わせて、新しいコミュニティのあり方について各市の事例を元に研究したもので、地域の仕組みの基本構成を下図のように整理しています。



引用：新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書
総務省地域力創造グループ コミュニティ・交流推進室

この図では、地方自治法に基づく制度について、市町村長と地域自治区、地域自治区の中の地域協議会と事務局の関係を示しております。また、実際に地域づくりを行うのは地域協働体とし、町会・自治会、企業、商店会、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、子ども会など地域の様々な団体が参加して地域コミュニティを形成し、地域づくりが行なわれること、そのために地域協議会と連携することを想定しております。基本構成に対する本委員会の論点としては、地域自治区制度が単に

形を整えるだけで機能するものではなく、十分な準備と習熟の期間が必要であると
し、当初から地域自治区の制度とすることは難しいと考えます。将来の地域自治区
制度への移行も視野に入れた試行の制度として、地区割り、市長の附属機関や事務
局の設置などを提案します。

また、地域協働体については、全地区を画一的に組織化することは、地域に様々
な既存の組織が混在する中では、屋上屋を重ねる危険があり、活動エリアが異なる
団体にとっても、不都合となる場合が考えられます。元来、地域協働体は任意組織
であることから、地域のまちづくりを担う活動主体は、地域ごとの実情に応じて自
発的に必要なネットワークが形成されることを想定し、そのための機会や場を創設
するものとしたしました。

① 地区の設定

地区については、松戸市総合計画に定めた「生活に身近な地域」の１１地区、市
政協力委員連合会の１２地区、地区社会福祉協議会の１５地区、中学校の２０地区
など様々な区割りが存在しています。地区には、コミュニティとしてのまとまりや、
人の絆がもっとも大切であります。そのため、地区の設定にあたっては、今後開催
される地区検討会議において地域の意見を聴きながら、個々の地域の実情に応じて
設定するものとし、試行を通じて柔軟に対応することが必要と考えます。ただし、
試行のスタートにおいては、事務局を担当する支所の現実的な対応を考慮し、１支
所当たり２地区以内を原則として設定するものとします。

② ○○地区コミュニティ推進協議会の設置

推進協議会は、市長の附属機関として設置します。また、協議会の名称について
は、仕組みの目的を明確にするため○○地区コミュニティ推進協議会とします。

（委員構成）

委員の構成は、地域づくりに関わる団体や地域住民など、多様な組織や個人か
ら選出するものとします。その選任方法としては、全市的に活動している組織か
ら地区ごとに推薦を受けるもの、各々の地区で活動している組織から推薦を受け
るもののほか、地域で様々に活動している社会教育団体、ボランティア、ＮＰＯ
など地域づくりに関心、意欲のある人が広く参加できる公募枠の設定を講じるも
のとしします。

（例）【全市的な組織】

市政協力委員連合会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、
防犯協会、消防団、ＰＴＡ連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会、商店
会連合会など

【各々の地区の組織】

地区検討会議で推薦された団体など

（推進協議会の役割）

推進協議会は、市長の付属機関として、地域づくりに関する諮問に対して審議等を行い、市長に答申します。また、そのために必要な事業の企画運営に携わります。

- 地域づくりに関する提言 ← 地域づくり提言制度
- 地域活動提案企画書の審査 ← 地域活動助成金交付制度
- まちづくり交流サロンの運営（運営委員の選任）
- 地域広報活動の企画（広報委員の選任）
- その他（交流イベントへの協力など）

③ 地区の事務局の設置

推進協議会、協働体を支えるための事務局を本庁及び8支所ごとに設置するものとします。なお、事務局には、地域コミュニティ担当など必要な機能を整備します。

④ 地域協働体が形成される場の設定「（仮称：まちづくり交流サロン）」

地域協働体は、地域協働、地域づくりの核となり、地域課題の解決を図っていく上で重要な役割を果たすものです。松戸版の地域の仕組みでは、既存の活動を地域の皆さんに知ってもらい、多くの参加者を得ること、団体同士が出会い、知恵が結集されることで活動が活性化すること、さらには、地域の実情に応じて、自発的に必要なネットワークが形成される機会や場として設定します。

（交流サロンの活動）

- 地域づくり構想をまとめ、地域づくり行動宣言をします。
 - ・ 地域の問題、課題を話し合い、共有できる課題を整理します。
 - ・ 解決策を地域づくり構想にまとめ、市が実施すべきこと、市と地域が協働すること、地域が自ら取り組むことを明らかにします。
 - ・ 地域が自ら取り組むこと、市と協働して取り組むことを行動宣言します。
- 協議会に対して、地域課題及び市に提言すべき事項を提供します。
- 行動宣言を具現化するための分科会を設け、取り組みの主体形成と事業企画を立案します。なお、活動資金については、地域活動助成金交付制度により市長に申請することができます。

(2) 仕組みを動かす制度と仕掛け

地域づくりを進め、地域の活性化を図っていくための制度、また、それら制度を機能させていくための仕掛けについて整理しました。

① 地域づくり提言制度の創設

推進協議会は、まちづくり交流サロンで得られた地域の課題及び地域づくり構想（市が実施すべきこと、市と地域が協働すること、地域が自ら取り組むこと）を審議して、市長への提言をまとめます。また、地域づくりに関する諮問・答申は、随時、市長あるいは協議会の発意により行うことができますものとしします。市長は、推進協議会の提言に対して、施策の検討や予算編成等に反映させ、その結果を公表するものとしします。なお、この制度では予算の枠は設定しないものとしします。

② 地域活動助成金交付制度の創設

まちづくり交流サロン事業において企画された地域活動について、助成金を交付する制度を創設します。市長は申請された活動企画書の審査を当該地区の協議会に諮問し、その審査結果に基づいて助成金を交付するものとしします。なお、1地区あたりの助成金の交付限度額は、予め設定するものとしします。

③ 仕組みを動かす仕掛け

ア （仮）まちづくり交流サロンの運営プログラム

地域の様々な人が出会い、話し合える場として、まちづくり交流サロン事業を推進協議会及び事務局が運営します。この事業では、地域のまちづくりに向けた創造的な話し合いができるプログラム及び地域の活動を支援するための仕掛けを用意し、地域の問題や地域づくりの課題をみんなが共有して、課題解決に向けた取り組みが起こることを目指します。交流サロン事業では、テーマや地域での取り組みを促進する分科会活動や、サロンを適切に運営するための運営委員を選任して活動を展開します。

イ 地域における広報活動の展開

地域のまちづくりに参画する人材を確保するため、地域への愛着や関心を高め、地域の問題・課題、解決のための取り組みなどを発信する広報活動を地域の創意工夫で実施できる体制を整備します。特に、まちづくり交流サロンの参加者を確保します。そのため、推進協議会から広報委員を選任してサロンに広報分科会を設け、ボランティアスタッフを募って地域広報誌やチラシの発行、HPの作成など事務局と共に実施します。

ウ アドバイザー派遣制度の創設

地域の仕組みを運用していく上で、様々な場面で専門的知識や技術などが必要となることも想定されます。そのためのアドバイザーを派遣できる制度を創設します。(例) まちづくり交流サロンのコーディネーター（基本は運営委員と事務局とします）、分科会でワークショップを実施する場合のコーディネーター、アドバイザーなど

エ 全地区地域づくり交流イベントの開催

各地区の協議会やサロンの活動、地域づくりの取り組みなどの情報や創意工夫を交換することで、各地区の地域づくりを活性化する交流イベントを開催します。企画・運営にあたる実行委員会は、各地区の協議会から委員を選任します。お祭りの要素やリーダー研修なども組み合わせて参加者を確保します。

オ 研修事業の開催

地域づくりでは、地域の多様な課題に対応し、人と人とのつながりを地域全体に広げていくことが求められます。そのため、地域や市職員を対象とした研修を実施することで、人材を確保します。

(例) まちづくりリーダー研修、まちづくり交流サロン運営研修

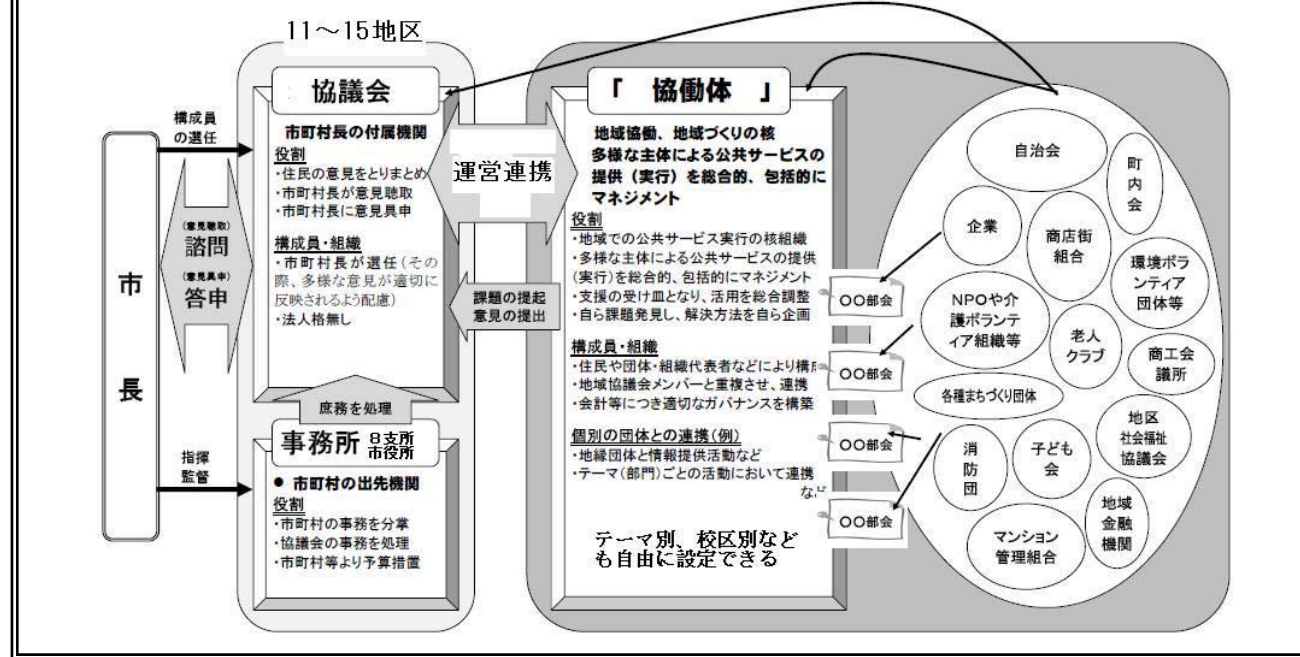
カ 人材発掘、育成講座の開催

地域づくりの意欲を高め、サロン活動などに積極的に関わっていく新たな人材を発掘、育成します。公民館など生涯学習分野との連携を図り、人材を確保します。

キ 相談など支援窓口の開設

地域づくりの相談などを受ける支援窓口を開設します。窓口では、地域コミュニティ担当職員、協議会の広報委員、サロン運営委員などがコーディネーターを兼務します。将来的には、地域づくりコーディネーターとしての常駐を目指します。

基本構成（仮設定）引用：新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書
総務省地域力創造グループ コミュニティ・交流推進室



地域の仕組み「地域コミュニティ推進プロジェクト」のイメージ図

これをベースに
制度設計

人材発掘・育成講座

例：地域学講座
地区の歴史や現状を学び、
地域づくりの意欲を高める。
全体講座＋地区別講座

アドバイザー派遣制度

サロンの運営や分科会の企画作成ワーク
ショップ等のアドバイザー（大学、NPO等
の専門家）を派遣する。
テーマ例：地域広報活動の企画
如何に人材を集め、サロンを盛り上げるか。
地域と事務局が協働して広報活動する。

広報戦略

地域の関心を高め、参加者
を増やすPR活動を行う

人材供給

検討事項

地域づくり提言制度

協議会から提言を受けて市長が施策を検討し、予算化・
議会承認後、執行する。市との協働も提案できる。

地域活動助成金交付制度

活動提案を審査して資金を支援する。1地区〇〇万円以内

活動提案

サロンから生まれた
企画を提案できる。

運営

地域づくり構想

サロンで共有された地域課題や
意見を協議会が提言に活かす。

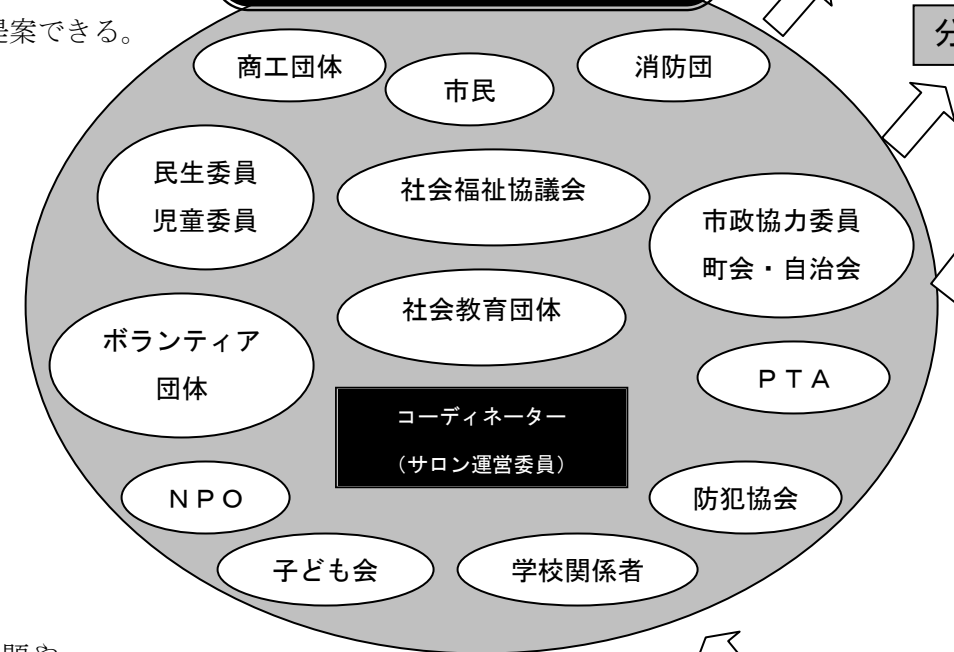
（仮）まちづくり交流サロン

地域づくりに関わる多様な主体が集い、対話や
交流を通して地域課題を共有し、活動の形にし
ていく場です。小地域やテーマで分科会もOK

分科会Ⅰ

分科会Ⅱ

分科会Ⅲ



相談・支援窓口の開設

地域づくりコーディネーターを配置
する（地域コミュニティ担当職員、サ
ロンや広報スタッフが兼務する）

対話の手法

地域づくりを創造的に話し
合うプログラムを用意する

(3) 仕組みを動かすための環境整備

地域の仕組みが構築できても、それを動かす行財政体制がなければ仕組みは動きません。本委員会としても、より良く仕組みを動かすための環境整備が必要だと考えます。

① 財源の確保

地域の仕組みを運用するための財源が必要です。

ア 地域活動助成金

地域が自ら活動に取り組むための活動資金への支援

イ 地域の仕組みを動かすための必要経費

各地区コミュニティ推進協議会の会議費や広報活動費、また、全市的な経費としては、研修費やアドバイザー派遣制度などの制度を支えるための経費

ウ 地域づくり提言制度の財源

各地区コミュニティ推進協議会から提言のあった事業を実施するための経費

② 行政の体制整備&職員の人材育成

地域の仕組みは、全庁的な取り組みとして進めていく必要があります。また、個々の職員には、地域に目を向け、市民と協働するためのスキルが必要となります。

ア 地域づくり会議の設置

各地区コミュニティ推進協議会からの提言を全庁的に検討するほか、地域づくりを推進するための庁内体制となる組織を設置します。

イ 地域づくり主管課の設置

地域における協働のまちづくりを事務分掌する主管課を設置します。全市的な広報活動、まちづくり交流サロンのプログラム、サロン運営研修を担当するほか、地域づくり提言制度、地域活動助成金交付制度の運用を行います。

ウ 地区の事務局機能の充実

本庁及び8支所には、推進協議会を担当する事務局として十分な職員体制を確保します。各地区には、支所長（主管課長）、地区コミュニティ担当、主管課担当、地域担当職員からなる地区担当チームを結成し、事務局機能の充実を図ります。

エ 地域担当職員制度の検討

地区の事務局をサポートし、地域と市とのパイプ役となる地域担当職員を一般職員から選任します。職員が、地域づくりに参画する市民と交流することで、地域に目を向け、市民と協働するスキル（意識や経験値）を高めることにつながります。

Ⅲ 今後のスケジュール

1 中間報告に対する意見募集（平成23年10月～）

（１）説明用パンフレットの作成

本中間報告書を公表し、地域の仕組みに対する意見を募集するにあたり、その内容をより分かりやすく説明するパンフレットを作成します。また、中間報告の内容については、広報まつどやホームページを通じて広く周知します。

（２）説明会の開催

地域の仕組みの必要性やその内容を説明する市民説明会を開催し、地域の仕組みに対する関心、理解を高めます。

（３）地区検討会議の開催

地域の意見を聴くため、市役所及び支所ごとに地区検討会議を開催します。地区の設定や推進協議会のメンバー構成など地域の仕組みに対する意見をもらいます。

なお、検討会議の委員は、コミュニティ推進協議会で想定する委員のうち、現段階で選出可能な全市的な組織からの推薦委員とします。

2 検討報告書の作成（平成24年2月）

中間報告に対して寄せられた意見を検討し、本委員会での審議をさらに進め、最終的な検討報告書を取りまとめ、平成24年2月を目途として市長に答申します。

Ⅳ 仕組みの試行と地域自治の進化に向けて

本委員会では、松戸版地域の仕組み「地域コミュニティ推進プロジェクト」について、平成24年度から実施可能な地区で試行していくことを提言します。このプロジェクトに盛り込んだ制度や仕掛けを動かしながら、地域みんなの知恵や工夫が集まり、より良い地域づくりにつながるよう習熟していくこと、また、仕組みそのものの課題を検証し、見直し、バージョンアップしていくことを期待するものです。そのためには、試行の状況を評価し、見直しを図るための体制を整備する必要があります。これに併せて、既に制度化されている協働のまちづくり条例の見直しや今後検討される予定の市民自治の基本を示す制度などとの関連や連携を含めて多角的な議論を展開しつつ、地域自治の進化に向けた長期的なビジョンを実現する努力を期待するものです。

資料編

地域のしくみづくり検討・検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域の問題を地域で解決する地域のしくみづくりを検討するため、地域のしくみづくり検討・検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、地域の問題を地域で解決する地域のしくみづくりを進めるための検討を行い、市長に報告するものとする。

(組織等)

第3条 委員会の委員は、委員12名以内をもって組織し、市長が委嘱するものとする。

2 委員の構成及び定数は、次のとおりとする。

(1) 学識経験を有する者 3人

(2) 地域の関係団体を代表する者 7人

(3) 市民から公募する委員 2名以内

3 委員の任期は、委嘱した日から平成24年3月31日までとする。ただし、任期を変更すべき特別な事情がある場合はこの限りではない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、その検討に必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会において会議を公開しないと決定したときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民担当部地域振興課市民自治検討担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

地域のしくみづくり検討・検証委員会委員名簿

任期 平成 23 年 5 月 16 日～平成 24 年 3 月 31 日

区分	委員	氏名	備考（役職等）
学識経験者	委員長	ひだか あきお 日高 昭夫	山梨学院大学法学部長
	副委員長	せきや のぼる 関谷 昇	千葉大学法経学部准教授
	委員	ながえ ようこ 長江 曜子	聖徳大学人文学部生涯教育文化学科教授
地域団体を 代表する者	委員	まつかわ ただし 松川 正	松戸市市政協力委員連合会会長
	委員	ふみいり か よ こ 文入 加代子	松戸市社会福祉協議会会長
	委員	ひらかわ しげみつ 平川 茂光	松戸市民生委員児童委員協議会会長
	委員	おんだ ちゅうじ 恩田 忠治	松戸市防犯協会連合会会長
	委員	あら く み こ 荒 久美子	特定非営利活動法人 松戸子育てさぼーとハーモニー理事長
	委員	いわはし ひでだか 岩橋 秀高	松戸ボランティア連絡協議会会長 特定非営利活動法人 人材パワーアップセンター理事長
	委員	えのもと たかよし 榎本 孝芳	松戸まちづくり連絡協議会副代表幹事事務局長 江戸川松戸フラワーライン実行委員会運営委員長
市民公募 委員	委員	こうの しずお 河野 静雄	
	委員	まちやま けんいち 町山 賢一	

※委員の役職は、平成 23 年 4 月末現在のものです。（敬称略）

地域のしくみづくり検討・検証委員会への諮問

松 市 市 地 第 9 号

平成23年5月16日

地域のしくみづくり検討・検証委員会委員長 様

松戸市長 本郷谷 健 次

諮問書

下記の事項について、諮問いたします。

記

1 諮問事項

○地域の問題を地域で解決する地域のしくみづくりについて

2 諮問理由

松戸市では、松戸市総合計画後期基本計画のリーディングプラン（「市民参加・社会参加促進プラン」）に基づき、総合計画第4次実施計画の戦略プロジェクトの1つとして、市民自治検討プロジェクトを位置づけました。このプロジェクトでは、地域の団体やNPO等が連携していけるような仕組みを地域の人々や関係団体等と一緒に検討し、地域の問題は、できるだけ地域で解決できるようにすることを目指しています。

現在、地域活動の主体となっている町会・自治会等では、高齢化や加入率の低下などから起こる担い手不足や活動が広がらないなどの課題も少なくありません。地域を構成している様々な人々が、地域課題を掘り起こし、共有できる仕組み、地域課題を市政に反映できる仕組み、地域課題に取り組む活力を生み出す仕組みなどを構築することで、市民全体に、「地域の問題は地域で解決する」といった共通の基盤を創り上げていくことが必要であると考えています。

以上のことから、地方自治法に基づく地域自治区・地域協議会やそれ以外も含めて、松戸市の特性にあった具体的な制度について、総括的に検討していただきたく諮問いたします。

地域のしくみづくり検討・検証委員会での検討経過

(1) 会議の概要

回	開催日	議事内容
第1回	平成23年 5月16日(月)	○委員会の検討内容について ・目的など検討事項の確認について ・今後のスケジュールについて
第2回	平成23年 6月20日(月)	○委員会の問題意識の共有について ○地域のしくみづくり検討事項について 【第2回会議の様子】 
第3回	平成23年 7月19日(火)	○地域のしくみづくり検討事項について ○中間答申の作成、スケジュールについて 【第3回会議の様子】 
第4回	平成23年 8月26日(金)	○中間報告書(案)について ○中間答申後のスケジュールについて 【第4回会議の様子】 

地域の仕組みづくり検討報告

中間報告

発 行：地域のしくみづくり検討・検証委員会

事務局：松戸市 市民環境本部 市民担当部 市民自治検討プロジェクト

TEL 047-704-4008 FAX 047-366-2447

メール mcshiminjichi@city.matsudo.chiba.jp
